

宮津市公報

令和4年7月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

規則

- 14 宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 1

告示

- 92 地縁による団体の認可（中野自治会） 1
93 宮津市ひとり親世帯生活支援特別給付金支給要綱の一部を改正する要綱 2
94 宮津市子育て世帯生活支援特別給付金支給要綱の一部を改正する要綱 2
95 令和4年度における国土調査（地籍調査）の実施 3
96 宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱 3

公告

- 20 島崎ウォーターフロントエリア民間開発事業可能性調査業務の公募型プロポーザルの選定 ... 3
21 公示送達 7
22 農用地利用集積計画の縦覧 7
23 自動車臨時運行許可番号標の失効 8

水道事業

《告示》

- 12 宮津市指定給水装置工事事業者の指定 8

教育委員会

《告示》

- 12 宮津市教育委員会定例会の招集 8

選挙管理委員会

《告示》

- 29 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名及び党派別の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 8
30 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 9
31 有権者総数の50分の1の数 9
32 有権者総数の3分の1の数 9
33 有権者総数の6分の1の数 9
34 宮津市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所 9
35 宮津市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所 10
36 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙に係る候補者の選挙運動費用収支報告書の公表 10
37 宮津市長選挙と宮津市議会議員一般選挙の同時執行 10
38 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額 10
39 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における各投票区の投票所 10
40 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票所を閉じる時刻の繰上げ 11
41 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任 12

42 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式	12
43 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における街頭演説用標旗等の配色	14
44 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における政治活動用自動車表示板の配色	15
45 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における開票の事務	15
46 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポスターを 掲示できる日	15
47 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者の選任	16
48 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における期日前投票所	16
49 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務 代理者の選任	16
50 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票及び開票の順序	17
51 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙公報掲載申請の期限	17
52 参議院京都府選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る 候補者届出政党の名称の掲示掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	17
53 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における開票時刻の繰上げ	17
54 宮津市長選挙において当選した者の住所及び氏名	18
55 宮津市議会議員一般選挙において当選した者の住所及び氏名	18
56 有権者総数の50分の1の数	18
57 有権者総数の3分の1の数	19
58 有権者総数の6分の1の数	19
59 参議院京都府選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所	19
60 参議院議員通常選挙における各投票区の投票所	19
61 参議院議員通常選挙における投票所を閉じる時刻の繰上げ	20
62 参議院議員通常選挙の開票場所及び日時	20
63 参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任	21
64 参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所	21
65 参議院議員通常選挙における期日前投票所	21
66 参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の期日前投票所	21
67 参議院議員通常選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任	22
68 参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任	22
69 参議院議員通常選挙における期日前投票所投票管理者の変更	23
《宮津市長選挙選挙長告示》	
1 宮津市長選挙における選挙長の事務を行う場所	24
2 宮津市長選挙における選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所	24
3 宮津市長選挙の候補者の届出	24
《宮津市議会議員一般選挙選挙長告示》	
1 宮津市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所	25
2 宮津市議会議員一般選挙における選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所	25
3 宮津市議会議員一般選挙の候補者の届出	25
《宮津市長選挙選挙長公告》	
1 宮津市長選挙候補者の届出日における供託物取扱機関の指定通知	26
《宮津市議会議員一般選挙選挙長公告》	
1 宮津市議会議員一般選挙候補者の届出日における供託物取扱機関の指定通知	26
——— 農 業 委 員 会 ———	
《告 示》	
6 宮津市農業委員会定例総会の招集	27

規 則

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月27日

宮津市長 城崎雅文

宮津市規則第14号

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可を行ったので、同条第10項の規定により告示する。

令和4年6月8日

宮津市長 城崎雅文

認可を行った地縁による団体

1 名 称 中野自治会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦及び連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設等の維持管理
- (4) 各種団体との連絡調整
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

3 区 域

- (1) 宮津市字中野小字安国寺168番地から小字ダギ所173番地まで、小字ダギ所175番地から小字二日市183番地の2まで、小字二日市188番地から小字飯役後195番地の5まで、小字飯役202番地、小字飯役210番地から小字ヨナイジ250番地まで、小字ヨナイジ267番地から小字奥ノ谷口272番地まで、小字ヨナイジ277番地から小字梶原364番地まで、小字廻り垣392番地から468番地まで、小字教光神513番地から小字本坂613番地まで、小字藪畠ケ648番地から小字藪畑ケ657番地の2まで、小字元屋敷660番地の1から小字弁才天680番地の3まで、小字弁才天妙源寺681番地の2、小字弁財天妙源寺681の4から小字妙源寺682番地の2まで、小字弁才天706番地の1、707番地、小字サン敷角712番地、小字サン敷713番地及び小字サン敷743番地の1から小字焼燈籠744番地までの区域
- (2) 宮津市字江尻小字中ノ下1番地から小字サンシキ3番地までの区域
- (3) 宮津市字難波野小字中野1番地の区域
- (4) 宮津市字小松小字安国寺297番地から小字鍵畑299番地まで、小字菴屋敷308番地から小字大井311番地まで、小字二日市313番地の1、小字飯役上329番地の1から小字安国寺下341番地まで及び小字安国寺下345番地から小字若宮350番地までの区域
- (5) 宮津市字溝尻小字安国寺528番地から小字飯役550番地の4まで及び小字若宮556番地の1から

小字法ケ堂568番地までの区域

- 4 主たる事務所の所在地 宮津市字中野463番地
- 5 代表者の氏名及び住所
氏名 後藤 真澄
住所 <省略>
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無
- 7 代理人の有無 無
- 8 規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 9 認可年月日 令和4年6月8日

* * *

宮津市告示第93号

宮津市ひとり親世帯生活支援特別給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年6月8日

宮津市長 城崎 雅文

宮津市ひとり親世帯生活支援特別給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市ひとり親世帯生活支援特別給付金支給要綱（令和3年告示第95号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和3年4月7日付子発0407第4号厚生労働省子ども家庭局長通知」を「令和4年5月24日付子発0524第1号厚生労働省子ども家庭局長通知」に、「により、失業や収入の減少等により、家計が大きく悪化」を「による失業や収入減少の中で、食費等の物価高騰等の影響を受け、家計が悪化」に改める。

第2条第1項第1号中「令和3年4月分」を「令和4年4月分」に改め、同項第2号中「令和3年4月分」を「令和4年4月分」に、「令和元年」を「令和2年」に改め、同項第3号中「令和3年4月分」を「令和4年4月分」に改め、同条第2項第1号中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に改め、同項第2号中「令和3年3月23日」を「令和4年4月28日」に改める。

第4条中「令和4年2月28日」を「令和5年2月28日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第94号

宮津市子育て世帯生活支援特別給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年6月8日

宮津市長 城崎 雅文

宮津市子育て世帯生活支援特別給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市子育て世帯生活支援特別給付金支給要綱（令和3年告示第105号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和3年5月28日付子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知」を「令和4年5月24日子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知」に、「により、失業や収入の減少等により、家計が大きく悪化」を「による失業や収入減少の中で、食費等の物価高騰等の影響を受け、家計が悪化」に改める。

第2条第1項第1号ア及びイ中「令和3年4月分」を「令和4年4月分」に改め、同号ウ及びエ中「令和3年5月」を「令和4年5月」に、「令和4年3月」を「令和5年3月」に改め、同号オ中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「平成15年4月2日」を「平成16年4月2日」に、「平成18年4月1日」を「平成19年4月1日」に、「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に改め、同項第2号ア中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、同号イ中「令和3年1月」を「令和4年1

月」に、「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年2月」を「令和5年2月」に改め、同条第2項第1号中「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に改める。

第3条第1項中「平成15年4月2日」を「平成16年4月2日」に、「平成13年4月2日」を「平成14年4月2日」に、「令和4年2月28日」を「令和5年2月28日」に改める。

第5条第1号中「令和3年4月分」を「令和4年4月分」に改め、同項第2号中「令和3年5月」を「令和4年5月」に、「令和4年3月」を「令和5年3月」に改める。

第6条中「令和4年2月28日」を「令和5年2月28日」に、「令和4年3月分」を「令和5年3月分」に、「令和4年3月15日」を「令和5年3月15日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第95号

令和4年度において、下記のとおり国土調査（地籍調査）を実施するので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により告示する。

令和4年6月13日

宮津市長 城崎雅文

記

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 国土調査として指定された年月日 | 令和4年6月13日 |
| 2 調査を実施する者の名称 | 宮津市 |
| 3 調査地域 | 宮津市府中地区及び城南地区 |
| 4 調査期間 | 令和5年3月31日まで |

* * *

宮津市告示第96号

宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年6月27日

宮津市長 城崎雅文

宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年告示第109号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「令和4年6月30日」を「令和4年8月31日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第20号

島崎ウォーターフロントエリア民間開発事業可能性調査業務の受注候補者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、次のとおり公告します。

令和4年6月3日

宮津市長 城崎雅文

1. 業務概要

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| (1) 業務名 | 島崎ウォーターフロントエリア民間開発事業可能性調査業務 |
| (2) 業務内容 | 別に定める「島崎ウォーターフロントエリア民間開発事業可能性調査業務委託仕 |

様書」のとおり

- (3) 契約期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 委託上限額 6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 宮津市税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 本プロポーザルに係る公告の日から候補者の選定の日までの期間に、宮津市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

3. 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒626-8501 京都府宮津市宇柳縄手345番地の1
宮津市企画財政部財政課資産活用係
電話 0772-45-1611 FAX 0772-25-1691
電子メールアドレス zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

- (2) 募集要項等の配布

ア 配布期間：令和4年6月3日（金）から令和4年6月24日（金）まで
（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

3の(1)の担当部署で配布するほか、宮津市ホームページからダウンロードできる。
(<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/site/siyuzaisan/13828.html>)

- (3) 応募書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間：令和4年6月20日（月）から令和4年6月24日（金）まで
※令和4年6月24日（金）午後5時以降に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：3の(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

4. 質疑・回答

- (1) 受付期間：令和4年6月3日（金）から令和4年6月16日（木）まで

※令和4年6月16日（木）午後5時必着とする。

(2) 質疑方法：電子メール

※3の(1)に記載する電子メールアドレス宛に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は任意とするが、次の点に留意すること。

ア 件名は「島崎ウォーターフロントエリア民間開発事業可能性調査業務に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：質問後すみやかに回答する。ただし、令和4年6月17日（金）午後5時を最終回答の日時とする。

(5) 回答方法：質問への回答は宮津市ホームページに掲示し、個別には回答しない。

(<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/site/siyuzaisan/13828.html>)

5. 応募書類

(1) 提出書類

ア 参加申込書

イ 企画提案書 ※5の(2)に記載する作成方法によること。

ウ 価格提案書（見積書）（任意様式）（消費税及び地方消費税を含む）

※本業務に係る所要経費の内訳を添付すること。

エ 事業者概要書

オ 業務実績書

カ 宮津市税の滞納がないことの証明

キ 消費税及び地方消費税の納税証明

※カ及びキについては、発行日から3か月以内のもの。コピー可。

※エ、オ、カ及びキについて、共同提案を行う場合は全ての構成員について添付すること。

ク 共同企業者届出書兼委任状 ※共同提案する場合に限る。

ケ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同提案を行う場合は構成員全ての法人について添付すること。

(ア) 法人登記簿謄本 ※発行日から3か月以内のもの。コピー可。

(イ) 法人定款

(ウ) 直近2期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

コ 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同提案を行う場合は構成員全ての任意団体について添付すること。

(ア) 団体の規約

(イ) 役員一覧

(ウ) 直近2期分の事業実績、決算状況が分かる書類

(2) 企画提案書の作成方法

本業務において求める企画提案書は、「島崎ウォーターフロントエリア民間開発事業可能性調査業務委託仕様書」の目的及び業務内容等を十分理解した上で、以下のア～ウの事項を記載して作成すること。

企画提案書は、任意様式でA4サイズ片面10枚以内（図表等は必要に応じA3サイズ折込みも可。）とし、プレゼンテーションで使用できるファイル形式で作成すること。

ア 業務実施体制表

イ 業務実施工程表

ウ 本業務に関する提案

(ア) 本業務の実施方針について

- (イ) 島崎ウォーターフロントエリアの民間資本導入による再開発の実現可能性を有すると考える根拠（ポテンシャルなど）について
 - (ロ) 本再開発において実現可能性が見込まれると考える民間開発事業の事業イメージ（3パターン）とその根拠について
 - (エ) ヒアリング先の候補事業者リスト（20社程度）とそれら事業者へアプローチする上での優位性（民間開発事業等での受注実績など）について
 - (オ) 本再開発の実現可能性を分析・評価するために必要と考えるヒアリング項目について
 - (カ) その他、本再開発への投資意欲を高め、事業化検討を促すための独自提案について
- (3) 提出部数
8部（正本1部、副本7部）
- (4) 提出された応募書類の取扱い
- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、宮津市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
 - イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
 - ウ 提出された応募書類は返却しない。
 - エ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。
 - オ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
6. 評価方法等
- (1) 評価基準 別表「評価基準表」のとおり
 - (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
 - ア 日時：令和4年6月29日（水）
※各提案者のプレゼンテーション等の時間、ZOOMのURL、ログイン及びパスワードについては、別途、参加申込書に記載の担当者へ電子メールにて通知する。
 - イ 参加人数：3名以内
 - ウ 方法：ウェブ会議システム（ZOOMを予定）
 - エ 所要時間：提案者からの説明20分、質疑20分
※プレゼンテーションは、企画提案書を使用して説明すること。
 - (3) 評価方法
企画提案書、価格提案書（見積書）、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、6の(1)に記載する評価基準に基づいて評価する。
 - (4) 候補者の選定方法
 - ア 失格者を除いた者の内、6の(3)の評価の結果、各評価項目毎の評価点を合計した総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
 - イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書（見積書）を再作成し、再提出された価格提案書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
 - ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。
 - (5) その他
次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
 - ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - ウ 価格提案書（見積書）の金額が1の(4)の委託上限額を超える場合
 - エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7. 選定結果の通知

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。なお、選定結果に関する異議は認めない。

8. 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された候補者と宮津市との間で、仕様書及び契約条件の詳細について協議が整った場合に契約を締結する。
- (2) 契約保証金は、契約の締結に際して、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第123条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、完了払いとする。
- (4) 業務の全部又は一部について、宮津市の承諾なしに他者に再委託することはできない。
- (5) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

9. その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書（見積書）について、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加申込書を提出した後、企画提案書及び価格提案書（見積書）の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、宮津市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加申込書を提出した後、宮津市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(別表) 以下省略

————— * * * —————

宮津市公告第21号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和4年6月7日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

————— * * * —————

宮津市公告第22号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和4年度農用地利用集積計画（令和4年6月10日付け宮農委第13号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和4年6月17日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和4年6月17日

至 令和4年7月6日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— * * * —————

宮津市公告第23号

次の自動車臨時運行許可番号標は失効したので公告します。

令和4年6月28日

宮津市長 城崎 雅文

自動車臨時運行許可番号標
京都 287 宮津

— * * * —

水道企業

《告示》

宮津市上下水道告示第12号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

令和4年6月13日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城崎 雅文

指定番号 宮水道指定第S22149号

- (1) 名称 安井建創
- (2) 所在地 与謝郡与謝野町字石川462番地
- (3) 代表者 安井建吾
- (4) 指定年月日 令和4年6月13日
- (5) 指定の有効期限 令和9年6月12日

教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第12号

令和4年第8回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和4年6月27日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅弘

- 1 日時 令和4年6月29日（水） 午前9時00分
- 2 場所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

選挙管理委員会

《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第29号

令和4年6月19日執行予定の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名及び党派別の掲載の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

令和4年6月6日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田良二

- 1 日時 令和4年6月12日 午後6時
- 2 場所 宮津市役所 応接室

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第30号

令和4年6月19日執行予定の宮津市長選挙に及び宮津市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

令和4年6月6日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

- 1 日時 令和4年6月12日 午後6時
- 2 場所 宮津市役所 応接室

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第31号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年6月11日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

297人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第32号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年6月11日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

4,947人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第33号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和4年6月11日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

2,474人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第34号

令和4年6月19日執行予定の宮津市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

令和4年6月11日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

以下省略

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第35号

令和4年6月19日執行予定の宮津市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

令和4年6月11日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

以下省略

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第36号

令和4年6月19日執行予定の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙に係る各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の公表は、宮津市公報により行う。

令和4年6月11日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第119条第1項の規定により、宮津市長選挙と宮津市議会議員一般選挙を次のとおり同時に行う。

令和4年6月12日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

- 1 選挙の期日 令和4年6月19日
- 2 選挙すべき議員の数 14人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第38号

令和4年6月19日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における候補者1人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和4年6月12日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

宮津市長選挙 4,302,200円
宮津市議会議員一般選挙 2,731,100円

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第39号

令和4年6月19日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和4年6月12日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
〃 2 〃	桜山会館	〃 万町476番地
〃 3 〃	松ヶ岡会館	〃 蛭子1070番地
〃 4 〃	漁師町会館	〃 漁師1547・1548合番地
〃 5 〃	城南公民館	〃 京口126番地
〃 6 〃	城東会館	〃 吉原2573番地
〃 7 〃	たんぼぼ保育園	〃 惣906番地
〃 8 〃	上宮津地区公民館	〃 小田231番地
〃 9 〃	中村公民館	〃 中村190番地の1
〃 10 〃	栗田小学校 体育館	〃 上司640番地の1
〃 11 〃	小田宿野公民館	〃 小田宿野191番地の3
〃 12 〃	矢原公民館	〃 矢原69番地
〃 13 〃	吉津地区公民館	〃 須津1031番地
〃 14 〃	文珠公会堂	〃 文珠497番地の1
〃 15 〃	江尻公会堂	〃 江尻432番地の2
〃 16 〃	溝尻公民館	〃 溝尻354番地の1
〃 17 〃	浜公民館	〃 日置590番地
〃 18 〃	上公民館	〃 日置2583番地の7
〃 19 〃	下世屋公民館	〃 下世屋（山口神社前）
〃 20 〃	世屋高原休憩所	〃 上世屋831番地
〃 21 〃	養老地区公民館	〃 岩ヶ鼻38番地
〃 22 〃	田原公民館	〃 田原76番地の1
〃 23 〃	里波見公民館	〃 里波見623番地
〃 24 〃	日ヶ谷地区公民館	〃 日ヶ谷5126番地
〃 25 〃	由良地区公民館（由良の里センター）	〃 由良1289番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、令和4年6月19日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

令和4年6月12日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

投票所	投票所を開いている時間
第19投票所	午前7時から午後6時まで
第20投票所	午前7時から午後7時まで
第22投票所	午前7時から午後7時まで
第24投票所	午前7時から午後7時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第41号

令和4年6月19日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和4年6月12日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田良二

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1投票区	<省略>	宮崎茂樹	<省略>	白数真理子
〃 2 〃		河原亜紀子		小谷全弘
〃 3 〃		田中修二		牧野有希
〃 4 〃		廣瀬政夫		森山英樹
〃 5 〃		大上仁志		松本隆幸
〃 6 〃		河原哲也		小牧宗加
〃 7 〃		小牧美忠		大和陽三
〃 8 〃		沼野由紀		上高ゆみ
〃 9 〃		中嶋章夫		谷口博美
〃 10 〃		永濱敏之		矢野由美子
〃 11 〃		田野博司		藤澤保子
〃 12 〃		橋本一郎		橋本和実
〃 13 〃		河合隆太		小谷陽介
〃 14 〃		森口英一		中村真由子
〃 15 〃		大井良竜		石川由美
〃 16 〃		横谷宏明		内藤進介
〃 17 〃		永濱智恵美		岩吹和美
〃 18 〃		吉田典彦		長澤伸司
〃 19 〃		長澤嘉之		藤原慎一
〃 20 〃		居村真		柴山健太郎
〃 21 〃		前田繁		岩佐信子
〃 22 〃		中村善之		後藤大智
〃 23 〃		藤原健二		谷口宏幸
〃 24 〃		辻村範一		黄前佳之
〃 25 〃		古澤武夫		山本隆教

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第42号

令和4年6月19日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式を次のように定める。

令和4年6月12日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田良二

表

候補者氏名 <small>こうほしやしめい</small>	<p>令和四年六月十九日執行 宮津市長選挙投票</p> <p style="text-align: center;">宮津市選 挙管理委 員会之印</p>

(注意)
ちゅうい
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
こうほしやしめい
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
こうほしやしめい

裏

--

表

点字投票	<p>令和四年六月十九日執行 宮津市長選挙投票</p> <p style="text-align: center;">宮津市選 挙管理委 員会之印</p>

(注意)
ちゅうい
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
こうほしやしめい
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
こうほしやしめい

裏

--

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色、印は赤色刷込式とする。

表

裏

候補者氏名					
(注意)	一	候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。			
	二	候補者でない者の氏名は、書かないこと。			
			宮津市選挙管理委員会之印	令和四年六月十九日執行 宮津市議会議員一般選挙投票	

表

裏

点字投票	(注意)	一	候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。		
候補者氏名		二	候補者でない者の氏名は、書かないこと。		
				宮津市選挙管理委員会之印	令和四年六月十九日執行 宮津市議会議員一般選挙投票

備考 投票用紙は桃色とし、文字は黒色、印は赤色刷込式とする。

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第43号

令和4年6月19日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における街頭演説用標旗等の配色を次のように定める。

令和4年6月12日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

宮津市長選挙

標旗等の種別	配 色
街頭演説用標旗	白地に焦茶色の文字
街頭演説用腕章	〃
選挙運動用自動車（船舶）表示板	〃
選挙運動用拡声機の表示板	〃
自動車（船舶）乗員用腕章	〃

宮津市議会議員一般選挙

標旗等の種別	配 色
街頭演説用標旗	白地に黒色の文字
街頭演説用腕章	〃
選挙運動用自動車（船舶）表示板	〃
選挙運動用拡声機の表示板	〃
自動車（船舶）乗員用腕章	〃

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第44号

令和4年6月19日執行の宮津市長選挙における政治活動用自動車表示板の配色を次のように定める。
令和4年6月12日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

政治活動用自動車表示板 白地に焦茶色の文字

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第45号

令和4年6月19日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に合わせて次のとおり行う。

令和4年6月12日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

1 開票場所

開票所名 宮津市民体育館 宮津市字浜町 3000 番地

2 開票日時

令和4年6月19日 午後9時

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第10項により準用する同条第5項の規定により、令和4年6月19日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示することができる日は、令和4年6月12日とする。ただし、候補者届の受理後とす

る。

令和4年6月12日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

宮津市選挙管理委員会告示第47号

令和4年6月19日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和4年6月12日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

選挙長

住所 <省略>

氏名 前田良二

選挙長職務代理者

住所 <省略>

氏名 稲垣成光

宮津市選挙管理委員会告示第48号

令和4年6月19日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における期日前投票所を次のように定める。

令和4年6月12日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

期日前投票所			
施設名	所在地	設置期間	開閉時間
宮津市福祉・教育総合プラザ	宮津市字浜町3012番地	6月13日から 6月18日まで	午前8時30分から 午後8時まで
府中地区公民館	宮津市字中野678番地	6月14日	午前9時30分から 午後7時まで

宮津市選挙管理委員会告示第49号

令和4年6月19日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和4年6月12日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

(宮津市福祉・教育総合プラザ)

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
6月13日	<省略>	稲垣成光	<省略>	濱田久美子
6月14日		木村礼子		〃
6月15日		狩野照代		〃

6月16日	<省略>	木村礼子	<省略>	〃
6月17日		稲垣成光		〃
6月18日		前田良二		〃

(府中地区公民館)

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
6月14日	<省略>	前田良二	<省略>	佐々木義照

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、令和4年6月19日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票及び開票の順序は、次のとおりとする。

令和4年6月12日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

- 投票の順序 1 宮津市長選挙
2 宮津市議会議員一般選挙
開票の順序 1 宮津市長選挙
2 宮津市議会議員一般選挙

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第51号

令和4年6月19日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙公報掲載申請の期限は、令和4年6月12日とする。

令和4年6月12日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第52号

令和4年度7月10日執行予定の参議院京都府選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

令和4年6月17日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

- 1 日時 令和4年6月22日 午後6時
2 場所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第53号

令和4年6月12日付け宮津市選挙管理委員会告示第44号で告示した令和4年6月19日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における開票の時刻は10分繰り上げ午後8時50分とする。

令和4年6月19日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第54号

令和4年6月19日執行の宮津市長選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。
令和4年6月19日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

住 所	氏 名
<省 略>	城 崎 雅 文

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第55号

令和4年6月19日執行の宮津市議会議員一般選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。
令和4年6月19日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

住 所	氏 名
<省 略>	松 本 隆
	堀 未 季
	坂 根 栄 六
	宇都宮 綾
	小 濃 孝 之
	松 浦 登美義
	星 野 和 彦
	徳 本 良 孝
	河 原 末 彦
	長 本 義 浩
	横 川 秀 哉
	幾 世 恭 典
	久 保 浩
安 田 裕 美	

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第56号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要す

る有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年6月21日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

297人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第57号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年6月21日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

4,947人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第58号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和4年6月21日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

2,474人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第59号

令和4年7月10日執行予定の参議院京都府選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

令和4年6月21日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

以下省略

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第60号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和4年6月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
〃 2 〃	桜山会館	〃 万町476番地
〃 3 〃	松ヶ岡会館	〃 蛭子1070番地
〃 4 〃	漁師町会館	〃 漁師1547・1548合番地
〃 5 〃	城南公民館	〃 京口126番地
〃 6 〃	城東会館	〃 吉原2573番地
〃 7 〃	たんぼぼ保育園	〃 惣906番地

〃 8 〃	上宮津地区公民館	〃 小田231番地
〃 9 〃	中村公民館	〃 中村190番地の1
〃 10 〃	栗田小学校 体育館	〃 上司640番地の1
〃 11 〃	小田宿野公民館	〃 小田宿野191番地の3
〃 12 〃	矢原公民館	〃 矢原69番地
〃 13 〃	吉津地区公民館	〃 須津1031番地
〃 14 〃	文珠公会堂	〃 文珠497番地の1
〃 15 〃	江尻公会堂	〃 江尻432番地の2
〃 16 〃	溝尻公民館	〃 溝尻354番地の1
〃 17 〃	浜公民館	〃 日置590番地
〃 18 〃	上公民館	〃 日置2583番地の7
〃 19 〃	下世屋公民館	〃 下世屋(山口神社前)
〃 20 〃	世屋高原休憩所	〃 上世屋831番地
〃 21 〃	養老地区公民館	〃 岩ヶ鼻38番地
〃 22 〃	田原公民館	〃 田原76番地の1
〃 23 〃	里波見公民館	〃 里波見623番地
〃 24 〃	日ヶ谷地区公民館	〃 日ヶ谷5126番地
〃 25 〃	由良地区公民館(由良の里センター)	〃 由良1289番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第61号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定により、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

令和4年6月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

投票所	投票所を開いている時間
第19投票所	午前7時から午後6時まで
第20投票所	午前7時から午後7時まで
第22投票所	午前7時から午後7時まで
第24投票所	午前7時から午後7時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第62号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

令和4年6月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

- 1 開票場所
開票所名 宮津市民体育館 宮津市字浜町 3000 番地
- 2 開票日時
令和4年7月10日 午後9時

宮津市選挙管理委員会告示第63号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和4年6月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

開票管理者

住所 <省略>

氏名 前田良二

開票管理者職務代理者

住所 <省略>

氏名 稲垣成光

宮津市選挙管理委員会告示第64号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

令和4年6月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

- 1 日時 令和4年7月7日 午後6時
- 2 場所 宮津市役所 応接室

宮津市選挙管理委員会告示第65号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を次のように定める。

令和4年6月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

期日前投票所			
施設名	所在地	設置期間	開閉時間
宮津市福祉・教育総合プラザ	宮津市字浜町3012番地	6月23日から 7月9日まで	午前8時30分から 午後8時まで
府中地区公民館	宮津市字中野678番地	7月3日から 7月4日まで	午前9時30分から 午後7時まで

宮津市選挙管理委員会告示第66号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を、次のとおり指定した。

令和4年6月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

施設名	所在地
宮津市福祉・教育総合プラザ	宮津市字浜町 3012 番地

宮津市選挙管理委員会告示第67号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和4年6月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

(宮津市福祉・教育総合プラザ)

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
6月23日	<省略>	前田良二	<省略>	濱田久美子
6月24日		狩野照代		〃
6月25日		木村礼子		〃
6月26日		狩野照代		〃
6月27日		稲垣成光		〃
6月28日		森和宏		〃
6月29日		竹内明		〃
6月30日		森和宏		〃
7月1日		尾崎吉晃		〃
7月2日		狩野照代		〃
7月3日		稲垣成光		〃
7月4日		森和宏		〃
7月5日		竹内明		〃
7月6日		〃		〃
7月7日		木村礼子		〃
7月8日		前田良二		〃
7月9日		稲垣成光		〃

(府中地区公民館)

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
7月3日	<省略>	木村礼子	<省略>	佐々木義照
7月4日		前田良二		〃

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第68号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和4年6月30日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1投票区	<省略>	宮崎茂樹	<省略>	白敷真理子
// 2 //		河原亜紀子		中村理恵子
// 3 //		田中修二		小池康文
// 4 //		廣瀬政夫		森山英樹
// 5 //		大上仁志		松本隆幸
// 6 //		河原哲也		小牧宗加
// 7 //		小牧美忠		藤原健二
// 8 //		早川善朗		上高ゆみ
// 9 //		中嶋章夫		和田野順子
// 10 //		永濱敏之		公庄友理子
// 11 //		土井和久		田野博司
// 12 //		橋本一郎		橋本和実
// 13 //		河合隆太		小谷陽介
// 14 //		森口英一		山上真由子
// 15 //		大井良竜		石川由美
// 16 //		山根洋行		小西正樹
// 17 //		永濱智恵美		中川拓哉
// 18 //		吉田典彦		千阪季成
// 19 //		長澤嘉之		大銅浩助
// 20 //		居村真		柴山健太郎
// 21 //		前田繁		岩佐信子
// 22 //		松崎正樹		中村善之
// 23 //		松島義孝		谷口宏幸
// 24 //		辻村範一		黄前佳之
// 25 //		古澤武夫		山本隆教

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第69号

令和4年6月22日付け宮津市選挙管理委員会告示第67号により選任した参議院議員通常選挙における期日前投票所（宮津市福祉・教育総合プラザ）の投票管理者を下記のとおり変更する。

令和4年6月30日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

記

変更する投票管理者

7月1日

変更前 住所 <省略>

氏名 尾崎吉晃

変更後 住所 <省 略>
氏名 稻 垣 成 光

7月3日

変更前 住所 <省 略>
氏名 稻 垣 成 光

変更後 住所 <省 略>
氏名 尾 崎 吉 晃

* * *

《宮津市長選挙選挙長告示》

宮津市長選挙選挙長告示第1号

令和4年6月19日執行の宮津市長選挙における選挙長の事務を行う場所は、宮津市字柳縄手345番地の1宮津市役所内とする。

令和4年6月12日

宮津市長選挙
選挙長 前 田 良 二

* * *

宮津市長選挙選挙長告示第2号

令和4年6月19日執行の宮津市長選挙における選挙立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

令和4年6月12日

宮津市長選挙
選挙長 前 田 良 二

- 1 日 時 令和4年6月16日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市長選挙選挙長告示第3号

令和4年6月19日執行の宮津市長選挙について、候補者として次のとおり届出があった。

令和4年6月12日

宮津市長選挙
選挙長 前 田 良 二

届出 受理 番号	届 出 年月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	住 所	生年月日	党 派	職 業
			ふりがな 認定した通称	選挙運動のために使用する文 書図画を頒布するために利用 する一のウェブサイト等のア ドレス			
1	令和 4.6.12	本人 届出	きざき まさふみ 城崎 雅文	<省 略>	昭和 46.6.14	無所属	無職
			きざき まさふみ 城崎 雅文	https://www.facebook.com/masafumi.kizaki			
2	令和 4.6.12	本人 届出	ながばやし みよ 長 林 三代	<省 略>	昭和 32.9.4	無所属	無職
			ながばやし 長 林 みよ				

* * *

《宮津市議会議員一般選挙選挙長告示》

宮津市議会議員一般選挙選挙長告示第1号

令和4年6月19日執行の宮津市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、宮津市宇柳縄手345番地の1宮津市役所内とする。

宮津市議会議員一般選挙
選挙長 前田良二

* * *

宮津市議会議員一般選挙選挙長告示第2号

令和4年6月19日執行の宮津市議会議員一般選挙における選挙立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

令和4年6月12日

宮津市議会議員一般選挙
選挙長 前田良二

- 1 日 時 令和4年6月16日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市議会議員一般選挙選挙長告示第3号

令和4年6月19日執行の宮津市議会議員一般選挙について、候補者として次のとおり届出があった。

令和4年6月12日

宮津市議会議員一般選挙
選挙長 前田良二

* * *

届出 受理 番号	届 出 年月日	届出 の別	候補者氏名	住 所	生年月日	党 派	職 業
			認 定 し た 通 称	選挙運動のために使用する文書 図画を頒布するために利用する 一のウェブサイト等のアドレス			
1	令和 4.6.12	本 人 届 出	長本 義浩	<省 略>	昭和 39.6.8	無所属	建具製造業経 営者
			長本 よしひろ				
2	令和 4.6.12	本 人 届 出	宇都宮 綾	<省 略>	昭和 45.4.30	日 本 共産党	ペンション経 営
			うつのみや あや				
3	令和 4.6.12	本 人 届 出	星野 和彦	<省 略>	昭和 41.1.6	無所属	宮津を元気に する会代表
				http://genkinamiyazu.com/			
4	令和 4.6.12	本 人 届 出	河原 末彦	<省 略>	昭和 28.1.10	無所属	農業
			河原 すえひこ				
5	令和 4.6.12	本 人 届 出	小濃 孝之	<省 略>	昭和 29.9.1	日 本 共産党	農業
			おのう 孝之				
6	令和 4.6.12	本 人 届 出	久保 浩	<省 略>	昭和 35.4.24	無所属	宮 津 市 議 会 議 員
				https://www.facebook.com/hiroshi.kubo.902			
7	令和 4.6.12	本 人 届 出	坂根 栄六	<省 略>	昭和 53.2.20	無所属	乗馬体験施設 経営
			さかね 栄六	http://rx-93e6.wix.com/eirokestyle			

8	令和 4.6.12	本人 届出	まつうら とみよし 松浦 登美義	<省略>	昭和 33.8.14	公明党	政党役員
			まつうら とみよし 松浦 とみよし	https://www.komei.or.jp/km/miyazu-matsuura-tomiyoshi/			
9	令和 4.6.12	本人 届出	やすだ ゆみ 安田 裕美	<省略>	昭和 48.6.7	無所属	株式会社京都 宮津オーリーブ 代表取締役社 長
			やすだ ゆみ 安田 ゆみ	https://www.facebook.com/yumi.yasuda.9210			
10	令和 4.6.12	本人 届出	よこかわ ひでや 横川 秀哉	<省略>	昭和 41.9.21	無所属	株式会社時計 のよこかわ代 表取締役
			よこかわ ひでや 横川 ひでや	https://www.facebook.com/profile.php?id=100003187459572			
11	令和 4.6.12	本人 届出	むこうやま さだひこ 向山 禎彦	<省略>	昭和 31.11.26	無所属	食品加工業経 営者
			むこうやま さだひこ 向山 さだひこ				
12	令和 4.6.12	本人 届出	まつもと たかし 松本 隆	<省略>	昭和 33.6.25	公明党	政党役員
			まつもと たかし 松本 たかし				
13	令和 4.6.12	本人 届出	ほり みき 堀 未季	<省略>	昭和 59.8.11	無所属	無職
			ほり みき ほり みき	https://hori-miki.com/			
14	令和 4.6.12	本人 届出	とくもと よしたか 徳本 良孝	<省略>	昭和 27.11.23	自由 民主党	行政書士
			とくもと よしたか とく本 良孝				
15	令和 4.6.12	本人 届出	いくせ やすのり 幾世 恭典	<省略>	昭和 57.8.15	無所属	株式会社橋立 大丸社長
				https://www.facebook.com/profile.php?id=100009166790596			

* * *

《宮津市長選挙選挙長公告》

宮津市長選挙選挙長公告第1号

令和4年6月19日執行の宮津市長選挙について、選挙供託事務執務時間規程（昭和30年法務省訓令第1号）第2条の規定により、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項又は第2項の規定による候補者の届出又は推薦届出の期間である6月12日は日曜日であるが、午前8時30分から午後5時まで供託事務を取り扱う供託所として、宮津市字中ノ丁2534番地宮津地方合同庁舎、京都地方法務局宮津支局を指定した旨京都地方法務局長から通知があった。

令和4年6月12日

宮津市長選挙
選挙長 前田 良二

* * *

《宮津市議会議員一般選挙選挙長公告》

宮津市議会議員一般選挙選挙長公告第1号

令和4年6月19日執行の宮津市議会議員一般選挙について、選挙供託事務執務時間規程（昭和30年法務省訓令第1号）第2条の規定により、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項又は第2項の規定による候補者の届出又は推薦届出の期間である6月12日は日曜日であるが、午前8時30分から午後5時まで供託事務を取り扱う供託所として、宮津市字中ノ丁2534番地宮津地方合同庁舎、京都地方法務局宮津支局を指定した旨京都地方法務局長から通知があった。

令和4年6月12日

宮津市議会議員一般選挙
選挙長 前田 良二

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第6号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和4年6月2日

宮津市農業委員会
会長 関野 掲 司

- 1 日 時 令和4年6月10日（金） 午前9時30分
- 2 場 所 みやづ歴史の館（宮津市中央公民館）3階 大会議室
- 3 議 題
議案第21号 非農地証明交付申請の承認について
議案第22号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について